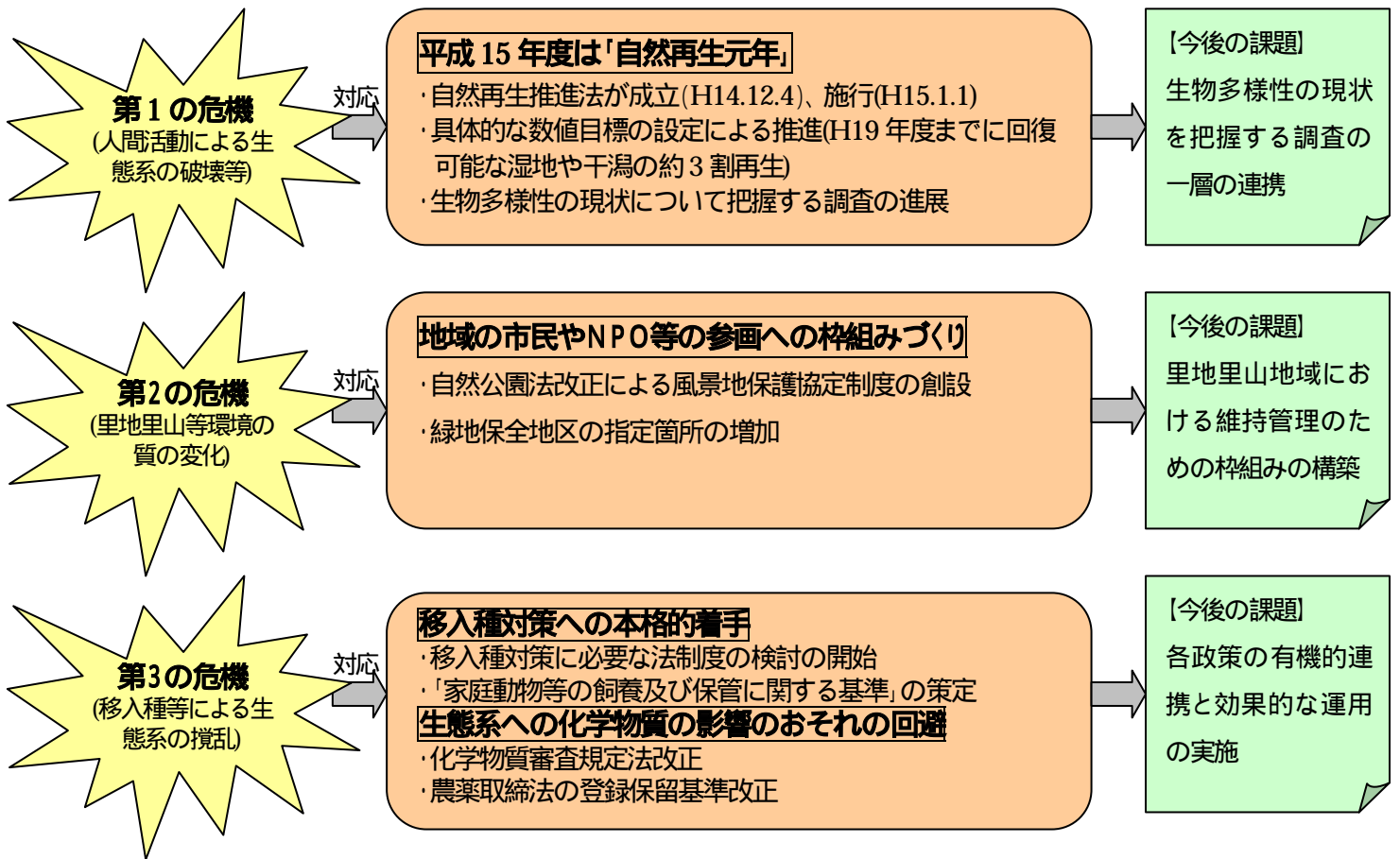


新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果(第1回)概要

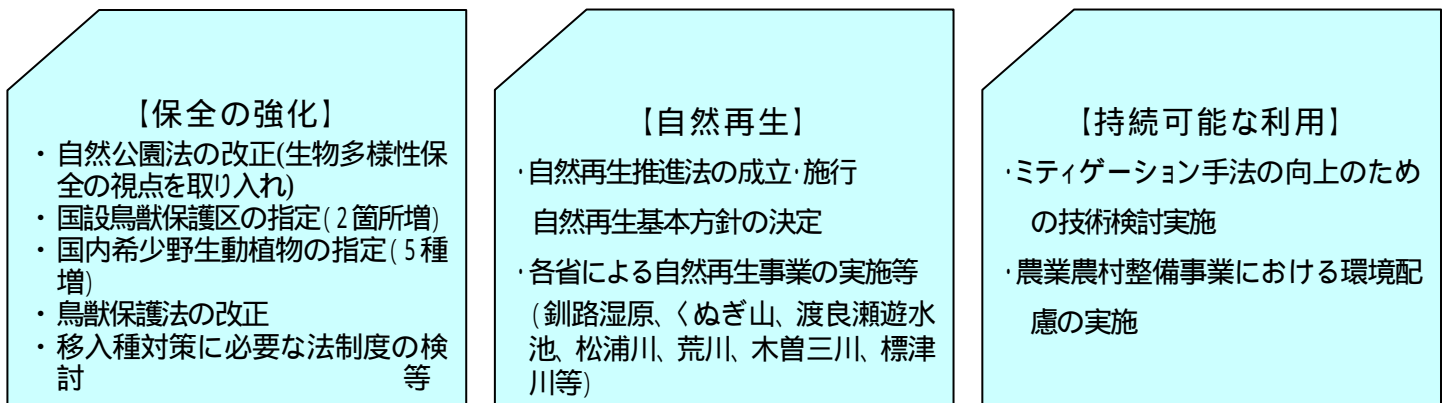
新・生物多様性国家戦略の実施状況について、毎年、関係省庁が自主的な点検を行うこととして
います。

今回の点検は、新・生物多様性国家戦略が策定された平成14年3月27日からこれまでの施
策を対象に点検したものです。

生物多様性の危機への対応



施策の基本的方向に関する点検結果



主要テーマ別の取り扱い方針に関する点検結果

(1) 重要地域の保全と生態的ネットワークの形成

(重要地域の保全)

- ・自然公園法改正により、生物多様性の確保を国等の責務として位置付け。
- ・自然公園の区域見直し(1,111ha 増)、国設鳥獣保護区の新規指定(2 箇所)、保護林の新規設定(3 箇所)。

(生態的ネットワーク)

- ・「緑の回廊」の新規設定(4 箇所)。
- ・都市における水と緑のネットワークの形成の推進に着手。

(2) 里地里山の保全と持続可能な利用

- ・自然公園法改正による風景地保護協定制度の創設
- ・森林整備地域活動支援交付金制度の開始
- ・各地の棚田など 180 箇所を文化的景観の重要地域として選定
- ・生態系等の環境に配慮した農業農村整備事業の実施

(3) 湿原・干潟等湿地の保全

- ・湿地等の自然再生事業の実施等（釧路湿原、渡良瀬遊水池、松浦川、荒川、木曾三川、標津川、三河湾、尾道糸崎港等）
- ・浅海域生態系調査の開始、河川環境整備事業調査費の新規予算化

(4) 自然の再生・修復

- ・自然再生推進法の成立・施行、自然再生基本方針の決定
- ・各省による自然再生事業の実施等
(釧路湿原、くぬぎ山、渡良瀬遊水池、松浦川、荒川、木曾三川、標津川、三河湾、尾道糸崎港等)

(5) 野生生物の保護管理

- ・レッドデータブックの改訂・公表
- ・国内希少野生動植物の新規指定(5 種)
- ・移入種対策として、マンガース等の駆除の実施及び必要な法制度の整備を目指した検討

(6) 自然環境データの整備

- ・「モニタリングサイト1000」の着手
- ・生物多様性情報システムや河川環境データベース等、インターネットによる情報の提供

(7) 効果的保全のための様々な手法の活用と環境アセスメントの充実

- ・自然環境保全基礎調査によるデータ整備、ミティゲーション手法向上のための技術検討
- ・上位計画での環境配慮のあり方の検討

(8) 国際的取組

- ・ヨハネスブルク・サミットにおいて、アジア森林パートナーシップを発足、また、生物多様性に関するパートナーシッププログラムとして「重要生態系(ホット・スポット)の保全」及び「東アジア～オーストラリア地域における渡り鳥生息地の保全」を登録
- ・中国、南アフリカ及びナミビアの重要生態系を対象とする事業への助成を開始
- ・ラムサール条約登録湿地の新規登録(2 箇所)